

岐阜県公報

第二千五百五十一号
平成二十六年六月三日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
土砂災害警戒区域の指定
(治山課) 三五九
(砂防課) 三六一

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
政治団体の異動事項の公表
(選挙管理委員会) 三六二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表
(同) 三六二

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表
(同) 三六三

資金管理団体の異動事項の公表
(同) 三六四

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表
(同) 三六四

個人演説会等を開催することができる施設の指定
(同) 三六四

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定
(同) 三六五

公職選挙法以外の法律に基づく選挙又は投票もしくは審査に
おける不在者投票のできる病院等の指定に関する告示の一
部改正
(同) 三六五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
指定自立支援医療機関の指定
(環境生活政策課) 三六五

指定自立支援医療機関の変更届出
(保健医療課) 三六六

土地改良事業の工事の完了
(同) 三六六

(農地整備課) 三六六

告示

岐阜県告示第四百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字大洞中洞三五三八の一、三五三九の四から三五三九の七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大洞中洞三五三八の一・三五三九の四から三五三九の七まで(以上五筆
について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町稲成字カイツ田四八二の一、四八三、四八四の一、四八四の三、四八四の四、四九三の一、四九三の三、四九三の一三、四九三の一五から四九三の一七まで、四九四の一、四九五の一、字サワ六七二の一から六七二の八まで、六七二の一、六七二の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝二間手字栃尾山六三〇の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内坂本字南殿又七八〇の一から七八〇の三まで、七八〇の五、七八〇の九、七八〇の一、字北タント七四一の五から七四一の七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水洗	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	地滑り
大牧	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	地滑り
小里	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	地滑り
釜糠	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	地滑り
中畑	瑞浪市釜戸町字六田	次の図のとおり	地滑り
芝原	瑞浪市釜戸町字石拾	次の図のとおり	地滑り
平山	瑞浪市釜戸町字西平	次の図のとおり	地滑り
論栃	瑞浪市釜戸町字論栃	次の図のとおり	地滑り
西山	瑞浪市釜戸町字神徳	次の図のとおり	地滑り

入ヶ洞	瑞浪市山田町字深山洞	次の図のとおり	地滑り
益見	瑞浪市土岐町字烏洞	次の図のとおり	地滑り
木暮	瑞浪市土岐町字中尾	次の図のとおり	地滑り
白倉	瑞浪市日吉町字道上	次の図のとおり	地滑り
南垣外	瑞浪市日吉町字半ノ木	次の図のとおり	地滑り
雨乞山	瑞浪市日吉町字西大久手	次の図のとおり	地滑り
田高戸	瑞浪市日吉町字東洞	次の図のとおり	地滑り
深沢	瑞浪市日吉町字日陰	次の図のとおり	地滑り
半原	瑞浪市日吉町字菅沼	次の図のとおり	地滑り
社別当	瑞浪市日吉町字垣外	次の図のとおり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平山	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

ついでに告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐藤雅之を育てる会	佐藤 雅之	大木 照江	岐阜市長良興郷7 6
鈴木いさお後援会	鈴木 勲	鈴木 勲	美濃加茂市太田本町2 8 18
ながやてる子後援会	長谷川 一男	永治 司	各務原市那加信長町2 43 3
西脇博文後援会	西脇 博文	西脇 博文	安八郡神戸町神戸2166
渡辺たかお育てる会	渡辺 清和	渡辺 美由紀	美濃加茂市川合町1 12 5

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧

自由民主党岐阜県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	高山市初田町1 15	58	高山市馬場町2 33
自由民主党庄川村支部	代表者	寺田 俊明	85	野村 未男
自由民主党多治見市支部	会計責任者	守 永	そのみ	西尾 徳一
自由民主党土岐市支部	会計責任者	守 永	そのみ	小木曾 そのみ
自由民主党中津川市支部	会計責任者	原 孝義		波多野 運智
日本共産党恵那地区委員会	代表者	井 上 諭		水野 善文

民主党岐阜県第1区総支部	民主党岐阜県第1区総支部	民主党岐阜県第1区総支部	民主党岐阜県第1区総支部
民主党岐阜県第2区総支部	民主党岐阜県第2区総支部	民主党岐阜県第2区総支部	民主党岐阜県第2区総支部
浅野健司を支援する会	主たる事務所の所在地	各務原市蘇原青雲町2-358	各務原市蘇原申子町2-1276
伊藤ひさし後援会	代表者	古山清文	渡辺芳美
	会計責任者	伊藤嘉奈子	伊藤恭子
	主たる事務所の所在地	可児市大森775	可児市大森2689
大西まさみ後援会	会計責任者	大西政美	村瀬佐一
	主たる事務所の所在地	揖斐郡揖斐川町東津汲1725	揖斐郡揖斐川町外津汲1335
金子一義後援会	主たる事務所の所在地	高山市初田町1-58	高山市馬場町2-33
兼山ヤスタカ後援会	代表者	川尻千秋	川上伸
	会計責任者	川尻千秋	二村伸吾
粥川加奈子サポーターの会	会計責任者	粥川兼次	粥川茂人
岐阜県医師連盟養老郡支部	会計責任者	飯田辰美	斉藤公志郎
主友会	会計責任者	永そのみ	小木曾そのみ
	代表者	朝日健司	鎌滝健太郎
KYB政治フオーラム	会計責任者	岩井健敏	口野元康
	代表者	永そのみ	西尾徳一
多治見市古屋けいじを育てる会	会計責任者	永そのみ	小木曾そのみ

野田聖子後援会連合会鷹山支部	代表者	榑谷毅	森田操
	主たる事務所の所在地	岐阜市鷹山清洲町17-68133	岐阜市鷹山375
松永民夫後援会	会計責任者	松永節子	木村章
水野たけお後援会	代表者	水野岳男	國仙明宏
	主たる事務所の所在地	各務原市那加前河新町5-44	各務原市那加前河新町5-181105
明政会	会計責任者	嶋銅七郎	後藤信一
山田実三後援会	主たる事務所の所在地	瑞浪市寺河戸町1045-3	瑞浪市松ヶ瀬町1-37
	国会議員関係政治団体以外の政治団体		法第19条の7第1項法第1号に係る団体かつ法第19条の7第1項法第2号に係る団体
山田良司後援会	(公職の種類)		参議院議員
	(公職の種類)		山田良司参議院議員
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		

岐阜県選挙権者数調査報告書(平成二十七年六月)

岐阜県選挙権者数調査報告書(平成二十七年六月) 選挙権者数調査報告書(平成二十七年六月) 選挙権者数調査報告書(平成二十七年六月)

岐阜県選挙権者数調査報告書

岐阜県選挙権者数調査報告書

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
---------	--------	----------	------------	-------	--------------------	---------------	-----------------------------

石川道政後援会	石川道政	宮崎憲治	美濃市吉川町2382	平成26年 3月31日
近藤秀一を育てる会	近藤秀一	一色哲	恵那市大井町2533 30	平成25年 12月31日
酒井ひとし後援会	柳原健志	浅野泰弘	岐阜市切通5 2 11	平成25年 12月31日
ふくい恭平後援会	松田誠	中森徹	海津市南濃町松山637	平成26年 4月8日

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
水野 岳男	各務原市議会議員	水野たけお後援会	各務原市那加前洞新町5-44	水野 岳男

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅野 健司 藤井 浩人	浅野健司を支援する会 藤井浩人同志会	仕たる事務所 の所在地 公職の種類	各務原市蘇原青雲町2-35-8 美濃加茂市長	各務原市蘇原甲子町2-127-6 美濃加茂市議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
石川 道政	美濃市長	石川道政後援会	美濃市吉川町23-82	石川 道政

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定による個人

演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
各務原市	各務原市朝日コミュニケーションセンター 兼会議 休養室 図書室 保健室 控室	各務原市鷺沼朝日町2丁目 455番地	80人 20人 30人 15人

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定する施設の名称等

名	称	所 在 地
株式会社アズライフ祝 老人ホーム公坂祝生楽館	介護付有料	加茂郡坂祝町黒田386番1

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法以外の法律に基く選挙又は投票もしくは審査における不在者投票のできる病院等の指定に関する告示（昭和三十二年岐阜県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

「並びに市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、「第二十二条」の下に「並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第八条において準用し」を加え、「の規定において準用又は例によるとされている」を「においてその例による」と改める」に、「同条第四項第二号」を「第四項第二号」に、「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人竹林救援隊
- 三 代表者の氏名 小川 泰鉄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原熊田町二丁目三番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、放置竹林(竹やぶ)の竹を有用な資源として活用する事により竹林、里山の自然環境の保全に関する事業を行い、美しい竹林のミニパークを市民が利用して癒され竹林、里山の大切さを知り自然環境を守って次の世代に残すことに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年月日
香川医院	各務原市小佐野町六の八六の一	脳神経外科 神経内科	精神通院	平成 二六・六一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
たんばば薬局 新笠松店	羽島郡笠松町田代二七九の二	精神通院	平成 二六・六一
中部薬品 岐阜宇佐南薬局	岐阜市宇佐南二の九の九	精神通院	平成 二六・六一
伊藤薬局	瑞浪市寺河戸町八八五の二	精神通院	平成 二六・六一
朝日薬局	高山市朝日町万石字二二五の一	精神通院	平成 二六・六一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年月日
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森二二二一	脳神経外科 小児科	精神通院	平成 二六・五一
おくむらこどもクリニック	岐阜市宇佐南二の九の一	小児科	精神通院	平成 二六・五二

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
ため池等整備事業	腰越二号地区	平成二六・三・一三

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	連合地区	平成二六・三・二〇

平成二十六年六月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社